

第1号様式

法令適用事前確認手続(照会書)

令和5年9月1日

国土交通省 住宅局 建築指導課長 殿

照会者名

住所

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

1. 法令名及び条項

建築基準法 第8条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

すべり基礎工法（すべり材を基礎下に設けることで、極めて稀に(数百年に一度)発生する地震以上の揺れで、上部構造を滑動させ損傷を軽減させる工法)を採用した建築物を設計する予定である。当該建築物の耐用期間中、極めて稀に発生する地震以上の揺れで上部構造が滑動した場合でも、滑動を復元せずに使用を続けることに問題はないか。なお、当該建物は建築基準法を満足させて、確認申請(および適合性判定)に対応した建築物を想定している。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

使用上支障をきたす損傷が見られなければ、上部構造の滑動を復元しなくても維持管理を適切に行うことで問題はないと考える。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

5. 連絡先

電話番号

E-mail

以上